

公益財団法人 新潟県歯科保健協会

役員報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県歯科保健協会（以下「本財団」という。）定款第11条及び第25条にもとづき、役員報酬の支給基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程により報酬の支給を受ける者は、定款第19条に規定する役員（理事及び監事）をいう。

第3条 この規程に定める報酬とは、役員の内任期間中の職務に対する対価をいう。

(報酬の支給)

第4条 報酬は年額とし、別に定める「役員報酬表」に基づき支給する。

2 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については評議員会の決議を経て定めるものとする。

(報酬額の決定)

第5条 報酬額は別表「役員報酬表」のとおりとし、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程を変更し、また廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

役員報酬表

役 職	報酬額 (年額)
会 長	30,000円
副会長	15,000円
専務理事	25,000円
理 事	10,000円
監 事	10,000円